

台灣の幼保一元化改革における公立園の在り方について ——台北市立 W 園の環境構成を中心に——

武 小 燕
説 田 ひとみ

摘要：本論文では台湾における近年の幼児教育・保育の在り方を考察した上に、2019年3月に訪問した公立幼稚園の環境構成について検討した。台湾は長らく幼保二元化制度を実施したが、2000年代以降、深刻化しつつある少子化、広がる経済格差及び外国人や移民児童の増加に伴う社会の多元化が進む背景の下で幼保一元化の制度改革を行った。この改革では幼児教育・保育の公益性や公平性を保障する理念の追求は特に注目すべきである。公立園の増加がその理念を具現化する現象の一つだといえる。実際に筆者たちが訪問した公立園では、エリート教育を志向する私立園と異なり、下層社会や障がい児を積極的に受け入れ、子どもの生活能力・自信自尊・他人や社会とのかかわりを重視し、明るくて主体的に物事に取り組むような環境構成に努めていることを確認できた。日本の幼児教育・保育改革では補助金対象の拡大や幼児教育無償化等の予算が増える一方、その主な担い手はますます民間社会に委ね、公立園は減る一方である。幼児教育・保育の公益性や公平性をどう保障するかについて、台湾の取組みを参考したいと考える。

キーワード：台湾 幼保一元化 公立園 幼児園 環境構成

I. はじめに

1991年に入国管理法が改正されてから、リーマンショックなどの一時期を除き日本における在留外国人は増え続けている。法務省の公表によれば、2018年末現在、在留外国人は273万人に上り、過去最多を更新した¹。在留外国人の増加に伴い、外国籍の子どもも増えている。19歳以下の在留外国人は2013年に264,631人だったが、2017年に328,457人になり、4年間で6万人以上増えた²。筆者の調査においても、近年の名古屋市では0-14歳の人口減少が深刻だが、同年代の外国籍子どもの人口増加が顕著であることを示している³。

外国人の増加に伴い、日本では多文化共生に対する関心が高まり、子育てや教育の面では「多文化保育」「多文化教育」の研究が増えている。こうした時代の課題に対応するように、本学では「多文化保育」と「多文化保育演習」の科目を設け海外研修を行い、多文化共生に理解のある保育者の養成を図っている。近年、本学の海外研修先は主に近隣地域の台湾である。台湾は日本と同じく少子高齢化や幼保一元化の課題に直面し 2000 年代以降改革を進めてきた。この小論では台湾における幼保改革の概要と背景を確認した上で、2019 年度の研修先である公立園の実践を環境構成を中心に考察する。多文化保育に必要な国際的な視野を広げると同時に、日本の幼保改革に示唆となる視点を提示することを目的とする。

台湾の幼児教育・保育についてこれまで山田美香、翁麗芳、日暮トモ子、宮本義信、洪福財、劉鄉英他によって多くの先行研究が行われている⁴。その内容は制度改革、保育者養成、子育て、早期教育、事例研究、地域研究など多岐にわたる。本研究ではこれらの知見を参考にしながら、特に幼保一元化の背景と役割が拡大しつつある公立園の傾向と実践を考察する。幼児教育・保育改革では教育や福祉の公共性をいかに保障するかは重要な課題だが、先行研究でまだ十分注目されていない。本研究はそれを補い、台湾の幼児教育・保育の研究をより豊かなものにすることが期待できよう。

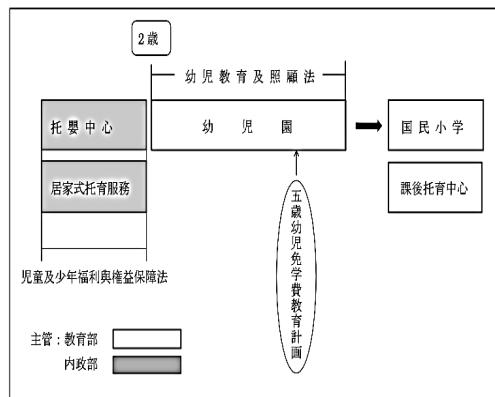
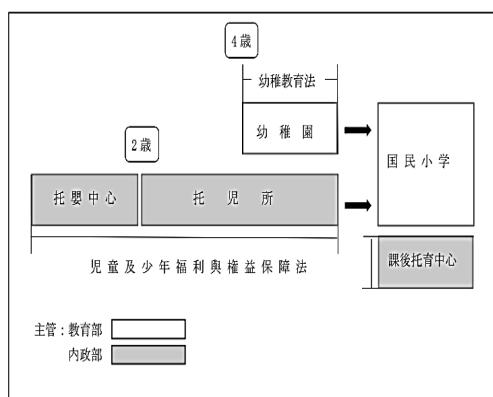
II. 幼保二元化から幼保一元化へ

台湾の幼児教育は長い歴史がある。台湾初の幼稚園は 1897 年に創設した閔帝廟幼稚園に遡ることができる。日本統治時代に本土の幼児教育に見倣って始まった閔帝廟幼稚園は僅か三年間で閉園したが、それ以降、幼稚園は新式教育としてエリート層のなかで少しづつ展開してきた。他方、保護者への就業支援と児童保護を趣旨に展開した託児所は 1920 年度ごろから盛んとなり、次第に幼児教育の機能も持つようになった。日本統治時代が終了直前の 1944 年に台湾全土に幼稚園は 95 園あり、入園児数は約 8,500 人程度であり、託児所は具体的な統計データがないものの、量的に幼稚園を上回った⁵。1949 年に国民党政権が台湾に移転してから、幼稚園は教育部が、託児所は民政等を担当する内政部が管轄することとなる。それ以降、移住してきた軍人・公務員・教員らの家族集住地域の託児ニーズ及び 1970 年代以降の経済高度成長に伴う幼児教育・保育の需要の拡大により、1995 年に幼稚園は 2,000 園以上、託児所は 3,000 園以上になった⁶。

台湾の法令では幼稚園は 4 歳児から、託児所は 2 歳児から就学前の子どもを対象とし、2 歳未満児は内政部が管轄するベビーセンター【托嬰中心】⁷が受け入れる。幼稚園は学校として就学前教育の役割、託児所とベビーセンターは児童福祉施設として就労家庭等をサポートする役割が期待されている。こうした幼保二元体制のイメージは図 1 の通りである。ただ、台湾の幼稚園は実際に 4 歳前の子どもでも多く受け入れることと、台湾の託児所は日本の保育園のように保護者の就労状態等を問わないため、実際の利用者は幼稚園と託児所の区別をほとんど意識せずに、施設の保育料、カリキュラム等の学習内容、保育時間等を判断材料にして就園先を決める⁸。

2000 年代以降幼保二元化の是非が議論され、幼保一元改革の気運が高まった。そして、2012

年1月1日に「幼児教育とケア法」【幼児教育及照顧法】の実施をもって幼保一元化制度が始まった。図2の通り、新しい制度では2歳児以上の子どもの教育と保育は新設された幼児園に統合され、幼児園及び国民小学の授業後託児センター【課後托育中心】は教育部の管轄となる。2歳未満児は従来のベビーセンターと新たに法律に位置付けた「在宅式託児サービス」【居家式託児服務】によって対応し、内政部が管轄する。総じて2歳児以上の子どもに対する教育の視点が強まった。日本では2000年代以降幼保一元化の声が高かったものの、実現に至らなかった。では、台湾の幼保一元体制が実現した社会的背景がいかなるものだったんだろうか。



III. 幼保一元化の背景

日本における幼保一元化の構想は待機児童問題の解消を目指して主に乳児の受け入れ枠の拡大を目指したが、台湾ではより多様な狙いがあった。ここで主に少子化、経済格差、社会の多元化に注目する。

まず、少子化については、台湾の少子化は日本以上に深刻である。図3の通り、台湾の合計特殊出生率は1950年代から殆ど減る一方であり、2010年に史上最低の0.895まで落ち込んだ。台湾政府は1990年代から少子化を問題視し、1992年に人口政策を「人口増加の緩和」から「合理的な人口増加を維持する」に転換し、人口抑制策を取りやめた。しかし、それは出生率の増加につながらなかった。2006年に行政院経済永続発展会議では児童育成に対する公的責任の明記と総合的な子育て支援策の実施を緊急課題として提言し、2010年に政府は「子どもは私たちが授かった一番の家宝だ」をスローガンとして掲げるようになった¹¹。これらの少子化対策の一つとして、2008年に政府は「人口政策白書」を策定し、「幼児教育とケア（保育）法」【幼児教育及照顧（保育）法】の制定を含む子育て支援制度の全面的な推進計画を打ち出した¹²。少子化は幼保一元化制度への転換を促すもっとも直接的な要素だったと言える。

次は、社会の経済状況については、1987年に戒厳令解除後、経済の自由化につれ経済格差が拡大した。図4で示されたように、1990年代に経済格差を示すジニ係数が高まる一方であり、2000

年代以降高いレベルで横ばいに推移している。その格差は幼児教育にも表れている。例えば、2009年のデータによれば、公立幼稚園の授業料・雑費は年に4.5万台湾ドルだが、私立幼稚園は年に9–30万台湾ドルほどである¹³。経済格差や幼児施設の都市集中によって就学前の幼児には「幼児施設に行くことができる子・できない子」に分かれてしまう¹⁴。教育・保育の格差はエリート層と貧困層や大衆の間にあるだけでなく、都市と地方や離島・僻地の地域間、マジョリティと先住民や海外からの移住者などのマイノリティとの間にも存在している¹⁵。「すべての子どもに人生初期からの発達を公平に保障するため、幼児教育、幼児保育の機会を均質化し、その質を確保する（水準を高める）ことが急務の課題」となり、その解決策としての幼保一元化が求められた¹⁶。

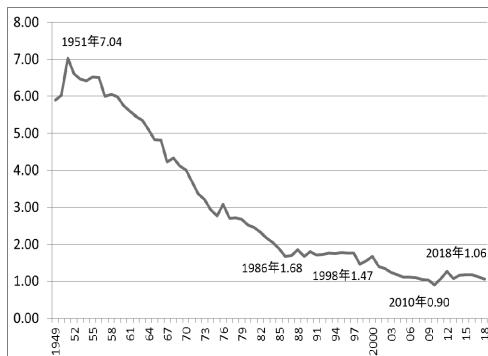


図3：台湾における合計特殊出生率の推移
(1949–2018年)¹⁸

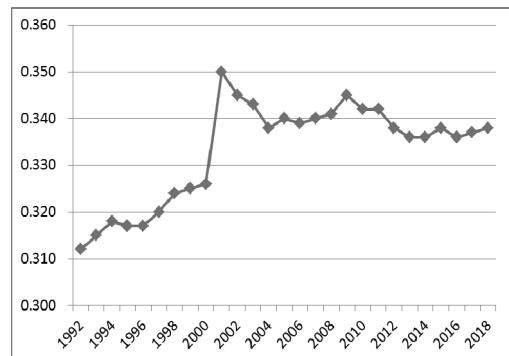


図4 台湾のジニ係数 (1992–2018)¹⁷

それから、社会の多元化については、台湾は日本と同じく在留外国人が急増している。1990年代から台湾は外国人労働者の受入を始め、それ以降在留外国人が図5で示された通り増え続けてきた¹⁹。1992年に在留外国人は4.4万人程度だったが、2018年に約76万人にも達した。そのうち、製造業と介護関係の外国人労働者は約62万人で全体の8割を占める²⁰。こうした外国人労働者から派生した国際結婚及び「結婚移民」から生まれた子どもが教育や保育の多元化をもたらす。結婚移民とは主に中国大陸や東南アジアから結婚を目的に移住した人々であり、1990年代以降急増している。1987年1月–2018年8月に外国籍または帰化者である配偶者数は累計で53.9万人に上り²¹、これらの家庭で生まれた子どもは新住民子女と呼ばれる。2018年に国民小学校と国民中学校の在籍者の約1割が新住民子女である²²。

2000年代以降ハンディキャップをもつ新住民子女を対象とした教育支援が始まった。2004年教育部国民・就学前教育署が新住民子女に対する補助金支援政策を公布し、彼ら・彼女らのアイ

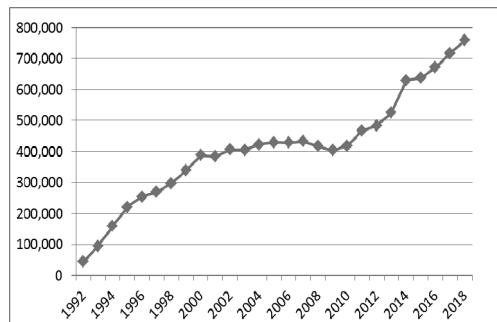
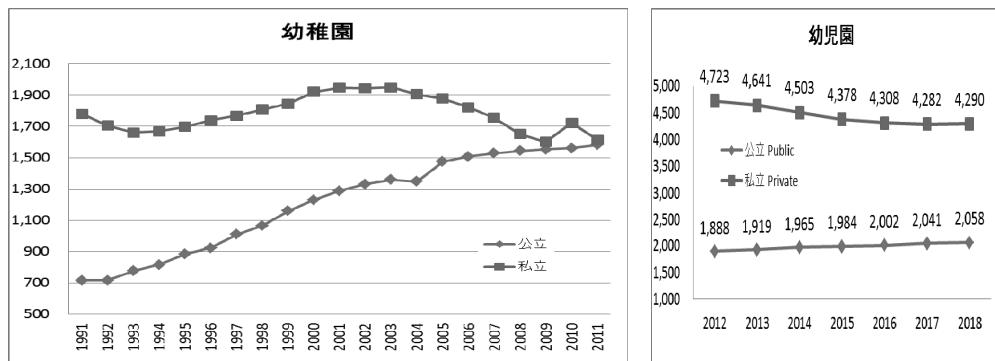


図5 台湾における在留外国人数の推移
(1992–2018年) (単位：人)²³

デンティティ・生活適応力・学習適応力の向上、親に対する教育プログラムの提供、子どもに対する多元的な資源の提供と国際的な文化の創出等を目的とする相談支援や研修プログラムの運営をサポートする取組みを示した²⁴。さらに2012年に「全国新住民たいまつ計画」を打ち出し、行政と現場、中央と地方等が横断的に協力し、新住民とその子女に対する全方位型の支援を整え、多文化理解への促進と公平・正義の発達した社会の構築を目指そうとした²⁵。学校教育においては国語と先住民語のほかに「新住民語」という新住民子女の母語教育を導入し、試行錯誤しながら多文化共生社会における子どもたちの教育保障に取り組んでいる²⁶。

以上の社会的背景の下で、2000年代以降台湾の幼児教育・保育改革が議論され、少子化対策、国民統合、多文化社会の促進等の課題に対応できる制度改革が求められた。2011年に所得制限なしの「5歳児学費免除教育計画」が発足し、公私立園に就園するすべての5歳児を対象にした授業料免除が実施された。それと同時に、低所得層の世帯に対する補助金支給を並行する。2012年にはすべての「幼児が適切な教育とケアを受ける権利を保障する」ことを目的として「幼児教育とケア法」が実施され、「教育と保育の支援は幼児を主体とし、幼児中心で性別・種族・文化の平等を推進し、教育と保育を共に重視し、保護者を尊重するという原則で展開する」とした。また、「政府は幼児に良質・普及・安価・近所の教育・保育支援を提供する。離島や僻地または経済・心身・文化・種族の面で特別な支援の必要な幼児に対して適切な教育・保育を受ける機会を優先的に提供する」と規定した。つまり、幼保一元化改革では単なる幼稚園と託児所の統一を図るのではなく、幼児教育・保育の公益性・公平性を保障することを理念としている。

公立園増はこうした理念を反映する好例である。図6で示されるように、公立幼稚園・公立幼児園の設置数が増え続けている。1991年に公立幼稚園と私立幼稚園の割合は28.7%対71.3%だったが、2011年に49.5%対50.5%になり、ほぼ半々になった。託児所における公立園・私立園・社区園（地域社会のコミュニティが設置）の割合は1995年に0.6%・40.6%・58.7%だったが、2011年に7.4%・92.4%・0.2%になった²⁷。社区園から私立園への移行が顕著だが、公立園も伸びた。そして、幼保一元化後生まれた幼児園もやはり公立園が増え続けている。これは日本の傾向と対照的である。日本では公立幼稚園と私立幼稚園の割合は2000年の41%対59%から2018年の36%対64%に、公立保育所と私立保育所の割合も2002年の56%対44%から2016年の36%対64%に変わった²⁸。また2006年以降登場した認定こども園も私立中心で、2019年4月現在は全体の84%も私立園である²⁹。つまり、日本の幼児教育・保育改革では児童手当や無償化等の財政保障を推進する一方、運営面では私立や民営が主な担い手となるように進めている。

図6 幼稚園・幼稚園の設置状況（1991-2018年）（単位：園）³⁰

IV 台北市立幼稚園のW園とその環境構成の特徴

公立園は台湾の幼児教育・保育でますます重要な役割を担うことになる。この部分では2019年3月に台湾研修で見学した台北市市立幼稚園のW園の教育・保育理念を環境構成を中心に考察する。園の概要及び環境構成の在り方はW園のホームページ及び見学当日得られた情報による。

IV-1 園の概要

W園の前身は台北市の公立託児所であった。1996年から障がい児保育を始め、2000年代以降国際結婚などの移民家庭や貧困家庭に対する子育て支援活動を展開したほか、保育者の就労支援のための夜間保育も行った。2007年9月に所在地域の区名変更に伴い改名し、さらに2012年に幼保一元化後現在の名前に改名した。園の所在地は歴史の古い下町であり、園は区内の夜市の中にある。午後三、四時頃になると、屋台や露店が続々と園の前の道路に登場し夜市の準備をし始め、落ち着きのある環境とは言い難い。

現任園長（以下、L氏）は台湾一流の師範系大学と大学院で幼児教育を学び、アメリカの国際モンテッソーリ協会（AIM）から3-6歳児の幼児教育教員の認定を得ている。L氏は私立幼稚園の創立を経て公立幼稚園で勤め、台北市の国民小学附属幼稚園園長を経験し、2012年11月にW園の園長として赴任してきた。園長の他に、教育や保育を担当する保育者は10名、事務職員は4名、看護師は1名、コックは2名いる。

今の園舎は1994年に改築された時に建てられた10階の建物の1-2階にある。3-4階は社会福祉施設、5-10階は公営住宅である。園の定員数は150名で台北市の幼稚園では中等規模である。現在は園児が計120名で5クラスである。3-6歳児の異年齢保育クラスは3つで30名ずつ在籍し、2歳児クラスは2つで15名ずつ在籍する。園児の大半は地域にある社会的弱者の家庭から通っている。園長の紹介によれば、園児には貧困家庭の子は50%、片親家庭の子は10%、特殊境遇家庭³¹の子は5%、一般家庭の子は35%である。また、障がい児や気になる子どもも多い。特別教育が必要だと認定済みの子は14名、認定中の子は16名もいる。こうした現状を園長は多

様性としてとらえ、園児のなかに「能力の違いと多様な文化」が存在するが、それに対応できる幼児教育・保育を追求している。

園の一週間の活動内容は表2の通りである。台湾ではモンテッソーリ教育は一定の人気があり、筆者たちが見学した他の幼稚園ではモンテッソーリ教育を売りにしているところが多いなか、L氏はモンテッソーリの教員資格を持っているものの、それを部分的に取り入れることに止まっている。L氏によれば、モンテッソーリ教育をもって保護者たちにアピールするよりは、子どもたちの実態に応じた幼児教育が大事だという。子どもの集中力や思考力を育てるように、モンテッソーリ教育は午前2時間程度行うが、それ以外の時間に生活習慣の確立、他人とのかかわり、主体性を重視する内容を取り入れている。

表2 W園の幼児活動表

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
7:30-8:30	楽しく登園する。朝食の準備。				
8:30-9:30	環境の準備。持参したおやつの準備。モンテッソーリ作業（日常生活エリア、感覚エリア、言葉エリア、文化エリア、数学エリアにおける教具操作）				
9:30-10:30					
10:30-11:00	大筋肉活動				
11:00-11:30	話し合い、楽しさを共有する時間、給食の用意	思いやりの日	楽しい金曜日		
11:30-12:30	給食、食後の歯磨きやうがい				
12:30-13:00	食後の散歩、午睡の準備				
13:00-14:30	午睡				
14:30-15:00	多元的活動（生活教育、音楽遊戯、体力遊戯、芸術制作、絵本の読み聞かせ）				
15:00-15:40	午後のおやつ／片付け				
15:40-16:00	降園前の片づけ				
備考	以上の時間は目安であり、各クラスの担任は現場の様子に応じて柔軟に対応すること。				

園長は赴任した際に園の状況はけっしてよくなかったと振り返った。例えば、午後三、四時頃から夜市の準備をする屋台は玄関のすぐ前まで場所を取ってしまい、子どもの降園を迎える親たちの通路さえ確保できなかった。下層社会の多い親たちは子どもの成長を期待するものの、教育的な関わりが少ない。子どもの出来ない分は保育者たちに苦情を言い、園側と保護者側の信頼関係があまりなく、子どもたちは暴れたり自信がなかったり手が焼ける状況であった。こうした状況を改めるように、L氏は特に注目したのは環境改善であった。実際に筆者たちは見学した際にW園の環境構成の工夫に感心するところが多々あった。

IV-2 園の環境

W園全体の面積は室内1,256m²で室外231m²である。室内空間は広々としているが、室外空間が限られている。W園とほぼ同規模の日本の幼稚園や保育園の園庭の基準では約500m²以上が必要である³²。幼稚園に関する台湾の面積基準では「幼児一人当たりの室外活動空間の面積は3

m²を下回らない」³³ことを原則とし、定員 150 人の場合に室外は 450 m²が必要である。これらの基準に照らすと、室外空間の不足がよくわかる。但し、台湾の規定では「22 m²以上かつ募集した幼児の 1/2 の人数で必要な面積を持つ場合に、室外活動空間の不足面積は室内遊戯空間の面積を以て補うことができる」³⁴としているため、W 園は広い室内空間をもってこの但し書の基準に適している。

園の面積は変更することができないが、L 氏は W 園の園長に赴任してから、政府の支援とコミュニティの資源を生かしながら、子どもにも保護者にも地域の人々にも利用されやすい空間づくりに心掛けている。園の 1 階には 2 歳児保育室、多機能総合活動室、保健室、調理室、送迎兼親子読書の場所、靴ロッカーエリア、階段下の秘密基地兼ヘルメット置き場、シマウマテーマトイレ、バリアフリートイレ等が設けられている。2 階は 3-6 歳児異年齢保育室、絵本部屋、自然観察エリア（様々な種の展示）、資料室等である。室外空間には大型遊具エリア、野菜等の植物栽培エリア、工房エリア、砂場と手足の洗い場、鶏の飼育エリア等が設けられている。環境構成の工夫やそこから生まれた心に残るエピソードを見ていく。

1. 地域の園として地域の方々が利用しやすい施設

台湾公立園の周りの環境としては、子どもたちにとっては、夜の繁華街で子どもたちが目にしではないような環境に設置されていた。現在も夜、出店の出るような環境ではあるが、園の出入り口周辺は、地域の住民との話し合いのもと整備を行い、子どもたちの送迎や日常生活に安全確保ができる状態になった。

また、地域との関わりの中で行っていることは、園内をバリアフリー化にして、ベビーカー、幼い子や老人の方や障がい者の方も利用しやすいように改裝されていた。老人を招待して子どもと関わる行事を開催し、一人住まいの老人宅を訪問して老人と触れ合う機会を設け、地域と園のつながりを持っている。老人だけではなく地域の小さな子どもたちも園内で遊べるスペースを作り子育て支援活動にも力を入れている。

2. 楽しい空間・安心できる空間の環境づくり

古い園舎は、できるだけ明るいイメージを持たせていくように、室内環境としてテーマパークのように飾られていた。この園はピーターラビットを中心とした夢の国に案内するよう飾られていた。中でも入り口から絵本部屋までは、3D アートで立体的に見えるような塗装が施され、大人もアッと思うほどの空間と雰囲気である。絵本部屋には障がい児にとって自分の居場所ができる狭いスペースのキノコ型の小部屋も設けられ、一人ひとりの事が考えられている。



3D アートの絵本部屋



絵本部屋中の小部屋



絵本部屋の一角

3. 子どもたちが、興味・関心を持ち主体的に物事に取り組む環境づくり

園内的一角には、植物・動物・手先を使った物づくり等に子どもたちが関心を持って欲しいことを季節ごとにテーマを決め、小コーナーを設け図鑑・実物を置き手で触れ自分で自ら学ぶ力を付けられる環境構成がなされている。



保育室の中の各コーナー

4. 自分たちの生活は、自分たちで自立性・主体性を育てる環境づくり

登園した子どもたちの仕事として、植物の水やり、部屋の片付け・清掃等を（日本で言う当番

活動）行うことで、自分たちの生活の場所を整理整頓して生活の場所が衛生的で生活しやすい空間にすることを経験して身に付けています。自分に課せられた仕事をやり遂げる事や周りの人に貢献する喜びへを達成することで、社会の中で生きる力を身に付ける。また、生活に限らず活動においても子どもたちの権利を尊重し、子どもが主体性をもって行える環境を設定して子どもの個性を伸ばせる活動になっている。一斉に活動する時間を設けず、ルールを守って自分の楽しい時間を過ごしながら学びを広げ、個々の発達や興味・関心を十分に把握し環境設定がされている。例えば、午前のモンテッソーリ教育にしても午後の多元的活動にしても、子どもたちが好きな作業や活動に取り組んでよい。午睡は机や椅子を移動せず空いているところであればどこで寝てもよい。

5. 動物とのふれあいの中で子どもたちが、学んだ「命」と「愛」に関するエピソード

園庭は狭いが、鶏を飼って給食の時間に食育として、取り入れている。鶏を飼い始めてからしばらくして、鶏の数も増えた頃の出来事である。

隣接しているマンションの高齢者から、朝早くから鶏の鳴き声で迷惑をしているとの苦情が園に入った。園は対策を考える場を子どもたちに設けた。

保育者：「鶏を殺してしまう方が良いのではないかという意見となった。」

子どもたち：「人がうるさいからと言って殺すと言わないのに、鶏は殺していいのか。それはひどい」と大反対された。子どもたちには、鶏の命も人の命も同じく「いのち」だと認識されていた。そこで子どもたちの意見が出た。

子ども：「鶏を人にあげて誰かに飼ってもらいたい」「おばあちゃんに大目に見てもらおう」など様々な意見を出た。保育者は子どもたちに問題となる課題を提供する。

保育者：「どうしたらお婆ちゃんの許しがもらえるか？」と子どもたちに投げかける。

子ども：「私たちの鶏の卵をお婆ちゃんにあげるから、お婆ちゃんに許してもらおう」と意見が出た。後日、子どもたちは、園の鶏が産んだ卵をもってお婆ちゃんの家を訪問して、お婆ちゃんの許しを得ることに成功した。

この時に子どもたちが感じたことがあり、お婆ちゃんが一人暮らしで、寂しそうだということに気付いた。博愛の輪を広げようとし、その後定期的にお婆ちゃんの家を訪問している。

それ以降、上記のお婆ちゃんだけでなく、子どもの社会的関心を育むように、園児のシルバー訪問活動を展開した。地域における独身高齢者などの社会的弱者を訪問したり、園に呼んできて敬老活動をしたりしている。

6. 空間を十二分に生かす環境づくり

前述のように、園舎としての園庭は決して広いスペースではないが、砂場、木工スペース、大

型遊具、野菜等の植物栽培エリア、鶴を飼うスペースなど、空間をうまく利用しながら設置している。ここは日本でイメージされる運動の場としての園庭というよりは、もう一つの生活空間として子どもたちの創意工夫の場、楽しく遊ぶ場、命と触れ合う場を提供しているように思われる。環境に制約されながらも、子どもたちの一人ひとりの発達を踏まえた上で、子どもが社会で生きるために力を身に付け、将来を見据えた保育がなされていると感じた。この園を見学して保育の大切なものとは何かを考察する上で大切なものを得ることができた。



細長い園庭



鶴に餌を与えていた園児たち

以上のような環境構成と子どもたちの生き生きとした笑顔から、筆者たちは W 園の理念を深く感じ取った。すなわち、「愛を中心とし、一人ひとりの幼児を大切にする。幼児園内の教員と保護者は尊重し合い、協力し合いながら自らの成長を実現し、『良質・樂觀・感謝』をキーワードとする幼児園を作っていく。明るく、思いやりのある幼児を育て、楽しく、多元的、良質な教育環境を整え、幼児のすくすくとした成長をサポートし、愛の満ちた場所を築いていく」という。

V おわりに

2000 年代以降、台湾は日本と同じく幼児教育・保育改革を進めてきた。日本で挫折した幼保一元化の制度改革は、同じ幼保二元化だった台湾では 2012 年に「幼児教育とケア法」の実施をもって実現できた。その背景に社会の少子化傾向、経済格差等による国民統合、新移民の増加に伴う社会多元化等の課題があり、それらに対応できる公益性・公平性重視の制度改革が求められた。「幼児教育とケア法」はそうした公益性・公平性を重視する理念を示し、幼児教育と保育に対する公的役割をいっそう求めるようしている。また、公立園の増加は日本と異なる傾向を示した。幼児教育・保育改革はけっして数の増加だけでなく、その公益性をどう確保するかは日本の制度改革では検討が不十分であり、今後改善すべき課題だと考える。

社会的役割がますます期待される公立園の在り方について、2019 年 3 月に見学した台北市立の W 園の環境構成を中心に考察した。W 園は社会的に不利な立場にある子どもを積極的に受け入れると同時に、地域のコミュニティとの連携を強化し、地域に愛着心を持ち、人々を愛し、自

信をもつ子どもの育成に取り組んだ。一斉保育というより、子どもの主体性と個性を尊重する自己選択的な活動を展開している様子をうかがえた。

環境を通しての保育という点は日本でも強調されている。平成元年の改定以来、子どもの主体性と遊びを中心とする保育が求められている。子どもは決められた教材ではなく、身近な環境にあるもの・ひと・いろいろなことへの出会いを通して自ら積極的に関わることを通して、子どもにとって意味のある経験をすることが基本としている。身近な環境に出会い、どのような経験をするかは、保育者側からある程度の予測はつくものの、細部までの予測は不可能である。子どもに相応しい環境を整えることにより、子どもが興味を覚え、さらに関わることで、経験をしたことが学びに繋がる。さらにそれらを積み重ねることで成長する。身近な環境にあるものに日常的に繰り返し出会うということと共に、そこに子どもが主体的・能動的に関わることが原則で重要である。このような事は台湾でも共通しているようで共感を覚える。一方、園の子どもたちの興味・関心を持たせるような環境構成や子ども一人ひとりの主体性を大事にする保育の在り方は日本と異なる様子を呈し、保育の多様なあり方について考えるよいきっかけになったと考える。

W園の見学を含む台湾研修は本学姉妹校の育達科技大学の協力を得て実現できた。ここで謝意を表する。

【注】

¹ 法務省報道 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00081.html (2019年9月26日閲覧)

² 法務省資料 <http://www.moj.go.jp/content/001271378.pdf> (2019年9月26日閲覧)

³ 武小燕「多文化共生社会における保育者のあり方にに関する検討：外国籍保育者の受入について」『子ども学研究論集』第10号、2018(H30)年1月、p.26。

⁴ 山田美香・水野恵子・有賀克明「台湾の幼児教育」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』(5)、2006年6月、pp.117-132。山田美香『公教育と子どもの生活をつなぐ香港・台湾の教育改革』風媒社、2011年。翁麗芳「過度な早期教育熱は改まるか？—教育偏重から「教育とケア」へ」泉千勢・一見真理子・汐見稔幸編著『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店、2008年、pp.242-263。日暮トモ子「台湾の幼保一元化政策の動向」『有明教育芸術短期大学紀要』第2号、2011年3月、pp.85-92。宮本義信「台湾の『幼児教育及照顧法』と『幼託整合政策』に関する調査研究』『同志社女子大学学術研究年報』(63) 2012年12月、pp.73-82。宮本義信「台湾の子育て支援施策の新動向—低年齢保育対策を中心に—」『同志社女子大学生活科学』(46)、2013年2月、pp.36-45。洪福財「台湾における幼児教育の現状：形式的統合から実質的統合への挑戦」『保育学研究』第52巻第2号、2014年12月、p.151、p.154。劉鄉英・林佳芬・洪福財「台湾における乳幼児教育・保育制度改革の動向と保育者養成の現状と課題に関する検討」『福山市立大学教育学部研究紀要』第3巻、2015年2月、pp.143-158ほか。

⁵ 前掲、劉鄉英ほか (2015)、p.144。

⁶ 前掲、劉鄉英ほか (2015)、p.145。前掲、宮本義信 (2012)、pp.74-75。

⁷ 本文では施設や法律の訳名と原語の表記が異なる場合に、初回登場したときのみ原語を付随して【】括弧のなかで示す。

⁸ 前掲、日暮トモ子 (2011)、p.86。

⁹ 前掲、宮本 (2012年)、p.75。

¹⁰ 前掲、宮本 (2012年)、p.77。

¹¹ 宮本義信「台湾の子育て支援施策の新動向：低年齢児保育対策を中心に」『同志社女子大学生活科学』46号、2013年2月、p.39。

¹² 同上、pp.39-40。

¹³ 前掲、山田美香 (2011)、165頁。

- ¹⁴ 前掲、泉千勢ほか（2008）、p.256。
- ¹⁵ 前掲、泉千勢ほか（2008年）、pp.256-259。前掲、宮本（2012年）、p.76。
- ¹⁶ 前掲、宮本（2012年）、p.76。
- ¹⁷ 次の資料に基づいて作成。中華民国統計資訊網「家庭收支調查統計表」（107年）の「第四表一戸数五等分位組之所得分配比與所得差距」<https://win.dgbas.gov.tw/fies/a11.asp?year=107>（2019年9月29日閲覧）
- ¹⁸ 次の資料に基づいて作成。内政部戸政司全球資訊網「育齡婦女生育率及繁殖率」『人口統計資料』より作成。<https://www.ris.gov.tw/app/portal/346>（2019年9月29日閲覧）
- ¹⁹ 台湾の外国人労働者受入について次の論文を参照されたい。施昭雄「台湾の外国人労働者受入れ問題」『福岡大学経済学論叢』第51巻第4号、2007年3月、pp.103-128。
- ²⁰ 次の資料に基づいて作成。内政部移民署 HP「外僑居留人數統計表 10712」<https://www.immigration.gov.tw/5385/7344/7350/8883/>（2019年10月8日閲覧）
- ²¹ 内政部移民署 HP「各縣市外裔、外籍配偶人數與大陸(含港澳)配偶人數按證件分 10811」<https://www.immigration.gov.tw/5385/7344/7350/8887/?alias=settledown>（2020年1月28日閲覧）。
- ²² 教育部「新住民子女就讀國中小人數分布概況統計 107 學年度」http://stats.moe.gov.tw/files/analysis/son_of_foreign_107.pdf（2020年1月28日閲覧）
- ²³ 次の資料に基づいて作成。内政部移民署 HP「外僑居留人數統計表」<https://www.immigration.gov.tw/5385/7344/7350/8883/>（2019年10月8日閲覧）
- ²⁴ 教育部国民及学前教育署「外国籍及び中国大陸出身者の親を持つ子どもに対する教育支援・指導計画を実施するための作業原則」外国籍児童生徒就学義務研究会編集『外国籍児童生徒の就学義務をめぐって III』2018年9月、pp.27-28。
- ²⁵ 教育部「全国新住民たいまつ計画」前掲、外国籍児童生徒就学義務研究会（2018年）、pp.29-30。
- ²⁶ 日暮トモ子「台湾における新住民子女の教育の現状と課題—外国につながりをもつ子どもの教育保障の在り方に着目して—」『自白大学総合科学研究』第14号、2018年3月、pp.29-33。
- ²⁷ 前掲、宮本義信（2012）、p.75。
- ²⁸ 文部科学省「学校基本調査」（平成30年12月25日）http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm（2020年1月23日閲覧）。厚生労働省「厚生労働白書」（H30年版、p.183）<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/18-2/dl/07.pdf>（2020年1月28日閲覧）
- ²⁹ 内閣府子ども・子育て本部「認定こども園に関する状況について（平成31年4月1日現在）」https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/kodomoen_jokyo.pdf（2020年1月23日閲覧）
- ³⁰ 次の資料に基づいて作成。教育部統計処 HP「各級学校概況表」（80-107学年度）<https://depart.moe.edu.tw/ED4500/cp.aspx?n=1B58E0B736635285&s=D04C74553DB60CAD>（2019年10月6日閲覧）
- ³¹ 「特殊境遇家庭扶助条例」（2000年公布、2014年最終更新）の第4条によれば、特殊境遇家庭とは申請者の世帯収入が一定基準に満たしていないと同時に、申請者が一人親、DV被害者、未婚妊娠等のいずれである場合の家庭を指す。<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=D0050075>（2019年10月3日閲覧）
- ³² 150名定員、5学級の規模で「幼稚園設置基準」（別表第1、別表第2）、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（第32条）、「幼保連携認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（第6条）の規定に基づいて算出した。また、幼保連携認定子ども園の面積は学級数のほかに2歳児人数によって異なるが、W園における2歳児人数の定員が明示されていないため、2歳児クラスの現状の30名で計算した。
- ³³ 「幼兒園及其分班基本設施設備標準」（第12条）<https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=H0070037>（2019年10月4日閲覧）
- ³⁴ 同上。

武 小燕 （名古屋経営短期大学子ども学科 准教授）

説田 ひとみ（名古屋経営短期大学子ども学科 准教授）

